

平成25年12月11日

## 学校施設の防災機能に関する実態調査の結果について

国立教育政策研究所文教施設研究センターでは、全国の公立学校を対象として、災害時の避難所に指定されている学校の防災施設・設備の整備状況等に関する実態調査を行い、その結果を取りまとめましたので公表します。

### 1. 趣旨・経緯

- ・学校施設は災害時における地域住民の避難所としての役割を担っており、東日本大震災においても、地域住民の避難に大きく貢献した。その一方、避難所となった学校では、電気や水の確保を始めとして様々な課題が見られた。
- ・避難所の施設・設備は、各地方公共団体が地域の防災計画に基づき整備に努めるものとされ、文部科学省が平成23年7月に取りまとめて公表した緊急提言（注）においては、教育委員会と防災担当部局が連携し検討しておく必要があると示している。注：「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言
- ・このような状況を受け、国立教育政策研究所では、全国の公立学校を対象として、昨年度に引き続き、学校施設の防災機能に関する実態調査を行った。  
〔平成24年度調査との主な相違点〕
  - 避難所に指定されている学校数及び防災関係施設・設備の整備状況を学校種別ごとに公表
  - 防災関係施設・設備の調査内容を一部変更  
（例：学校敷地外の備蓄倉庫について「学校近隣」と条件付けするなど）
  - 防災関係施設・設備の整備状況について都道府県別に公表

### 2. 調査結果の概要（平成25年5月1日現在の状況）※詳細は別紙のとおり

#### ①避難所の指定状況

- ・全国の公立学校のうち、避難所に指定されている学校 92%、32,202校  
（前年度は90%、32,333校）

#### ②防災機能の向上に対する連携・協力等の状況

- ・教育委員会と防災担当部局の役割を防災計画等で明確化 66%（前年度59%）
- ・避難所に必要と考えられる機能を検討済み又は検討中 56%（" 50%）
- ・学校施設を避難所とする際の施設利用計画等を策定済み 43%（" 37%）

#### ③防災施設・設備の整備状況

- ・防災倉庫／備蓄倉庫が敷地内に設置されている学校 42%（前年度38%）
- ・屋外から利用できるトイレが設置されている学校 69%（" 68%）
- ・体育館にトイレが設置されている学校 81%（" 80%）
- ・非常用の通信装置が設置されている学校 47%（" 40%）
- ・停電に備えた自家発電設備等が設置されている学校 34%（" 28%）
- ・貯水槽、プールの浄水装置等が設置されている学校 35%（" 34%）

### 3. 今後の予定

- ・調査結果を全国の都道府県教育委員会に送付するとともに、当研究所のウェブサイトに掲載する。アドレスは下記のとおり。  
（<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaikinou2013.pdf>）

(お問合せ)

国立教育政策研究所文教施設研究センター

センター長：齋藤福栄、総括研究官：福手孝人

電話：03-6733-6993（直通）

〔広報担当〕企画普及室 普及・国際係長 飯塚昭義

電話：03-6733-6812（直通）

# 学校施設の防災機能に関する実態調査結果について

国立教育政策研究所 文教施設研究センター

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っており、東日本大震災においても学校が地域住民の避難に大きく貢献した。その一方で、避難所となった学校では、電気や水の確保等を始めとして様々な避難生活上の課題が見られた。

文部科学省が取りまとめた「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言（平成23年7月公表）においては、「今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要である」としており、発災直後から学校再開に至るまでの期間にある①救命避難期、②生命確保期、③生活確保期、④教育活動再開期の各段階において、学校施設にどの段階まで避難所としての役割を持たせるのかを明らかにし、求められる施設・設備等を明確にしておく必要があると示している。

公立の学校施設の整備や管理は教育委員会が行う立場にあるが、避難所として必要な施設・設備等は、防災基本計画において各地方公共団体が地域の防災計画により整備に努めるものとされており、避難所に指定することも含めた学校施設の防災体制整備については、教育委員会と連携しつつ防災担当部局が主体的に取り組むべきものである。前述の緊急提言においても、学校が本来果たすべき役割を果たした上で、地域住民の避難所としての役割も担っていくためには、教育委員会と防災担当部局が連携・協力して対応していくことが重要であると述べている。

このような状況を受け、国立教育政策研究所では全国の公立学校を対象として、昨年に引き続き、学校施設の防災機能に関する調査を行った。今回の調査は、学校施設の防災機能向上を図るための教育委員会と防災担当部局の連携・協力体制や上記の緊急提言において避難所に必要な諸機能として取り上げている施設・設備の整備状況等の実態を把握することを目的として行った。

本調査の結果は、近日中に全国の都道府県教育委員会に送付するとともに、当研究所のウェブサイトに掲載する予定である。（掲載アドレスは下記のとおり）

・平成25年度調査の結果 <http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaikinou2013.pdf>

なお、これまでに行った学校施設の防災機能調査の結果も掲載している。

・平成24年度調査の結果 <http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaikinou2012.pdf>

・平成23年度調査の結果 <http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaikinou2011.pdf>

・平成18年度調査の結果 <http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaitsuiki.pdf>

## 1. 実態調査の概要

- ・調査対象：全国の公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
- ・調査時期：平成25年5月1日現在
- ・調査方法：都道府県教育委員会に調査票を送付し、全ての都道府県から回答を得た。
- ・調査内容：下記の6項目について調査を行った。

(新たに加えた項目は<新規>、変更を加えたものは<変更>と表示)

- ①避難所に指定されている学校数
- ②教育委員会と防災関係部局との連携・協力体制
- ③避難所として必要と考えられる防災機能の検討状況
- ④学校施設を避難所とする際の施設利用計画等の策定状況
- ⑤学校施設の計画・設計における地域防災への配慮等 <一部変更>
- ⑥避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況
  - ・防災倉庫／備蓄倉庫 <一部変更>
  - ・屋外から使用できるトイレ、体育館のトイレ等 <一部新規>
  - ・非常用の通信装置（災害時優先電話、防災行政無線、衛星携帯電話等）
  - ・自家発電設備等（可搬型を含む）
  - ・貯水槽、プールの浄水装置、井戸等
  - ・要援護者や女性のプライバシーに配慮したスペース
  - ・体育館や校舎のバリアフリー化（スロープ、多目的トイレ） <一部変更>

※本調査は、平成25年5月1日現在のものであることから、平成26年4月に施行される改正災害対策基本法により、災害発生時に緊急的に避難する“緊急避難場所”と、被災者等が一定期間滞在する“避難所”を区別して指定されることは、反映されていない。

## 2. 避難所に指定されている学校数

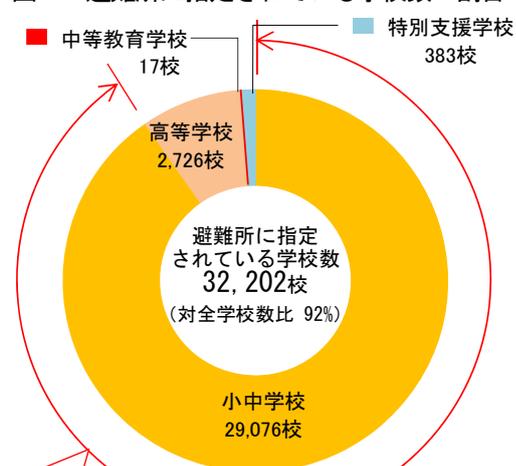
- ・全国の公立学校の91.5%（前年89.6%）、32,202校が避難所に指定されている。
- ・避難所に指定されている学校の90.3%、29,076校が小中学校である。
- ・避難所に指定されている割合は前回調査とほぼ同じである。

表1 避難所に指定されている学校数・割合

学校種別	全学校数 (校)	避難所指定 学校数 (校)	割合 (%)
小中学校	30,537	29,076	95.2
高等学校	3,643	2,726	74.8
中等教育学校	29	17	58.6
特別支援学校	998	383	38.4
合計	35,207 (36,088)	32,202 (32,333)	91.5 (89.6)

- ・上段は、平成25年5月現在の全国の数値
- ・下段( )内は、平成24年5月現在の全国の数値

図1 避難所に指定されている学校数・割合

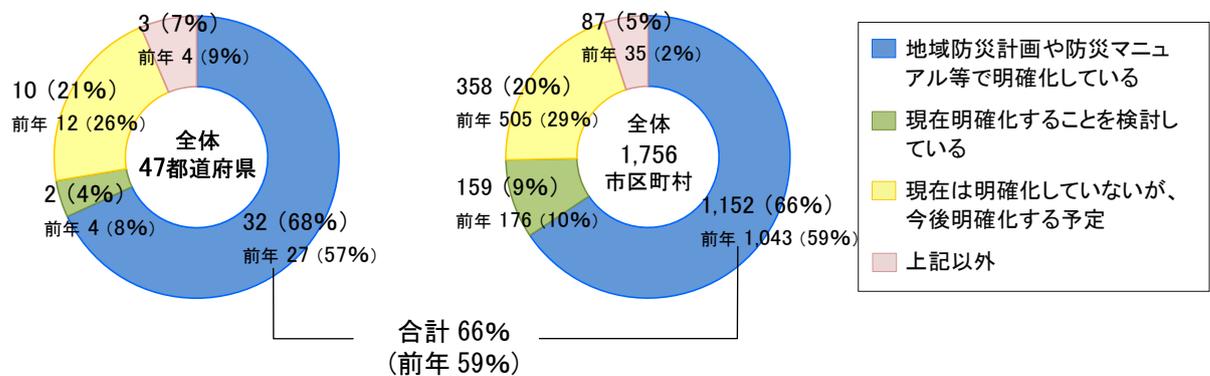


避難所に指定されている学校のうち小中学校割合 90.3%

### 3. 教育委員会と防災担当部局との連携・協力体制

- ・教育委員会と防災担当部局が役割を明確にして連携・協力する体制を整えているか調べた結果、都道府県 68%、市区町村 66%、合計では 66%（前年 59%）が地域防災計画等で体制を明確化している。

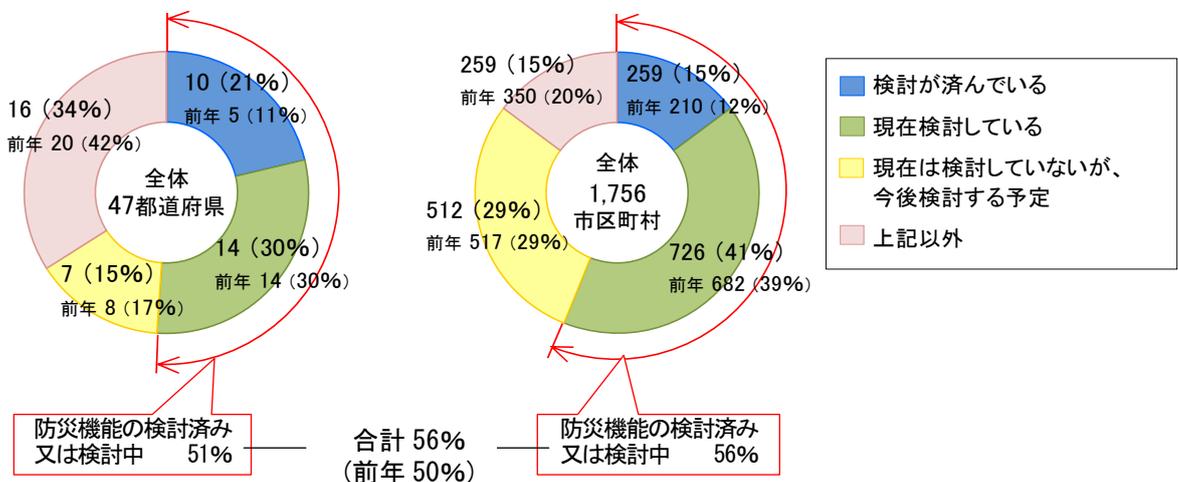
図2 教育委員会と防災担当部局との連携・協力体制の明確化



### 4. 避難所として必要と考えられる防災機能の検討状況

- ・避難所として必要な施設・設備等を検討しているか調べた結果、都道府県 51%、市区町村 56%、合計では 56%（前年 50%）が検討済み又は検討中となっている。

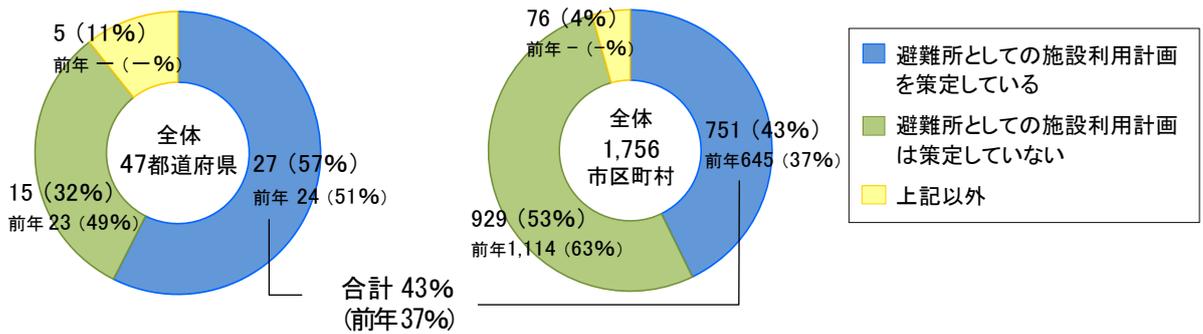
図3 避難所として必要と考えられる機能の検討状況



### 5. 学校施設を避難所とする際の施設利用計画等の策定状況

- ・避難所としての施設利用計画（災害時の対応マニュアル等の中で、施設利用計画について記載しているものを含む）において学校施設を避難所として利用することを考慮しているか調べた結果、都道府県 57%、市区町村 43%、合計では 43%（前年 37%）が避難所としての利用を考慮したものとなっている。

図4 学校施設を避難所とする際の施設利用計画等の策定状況

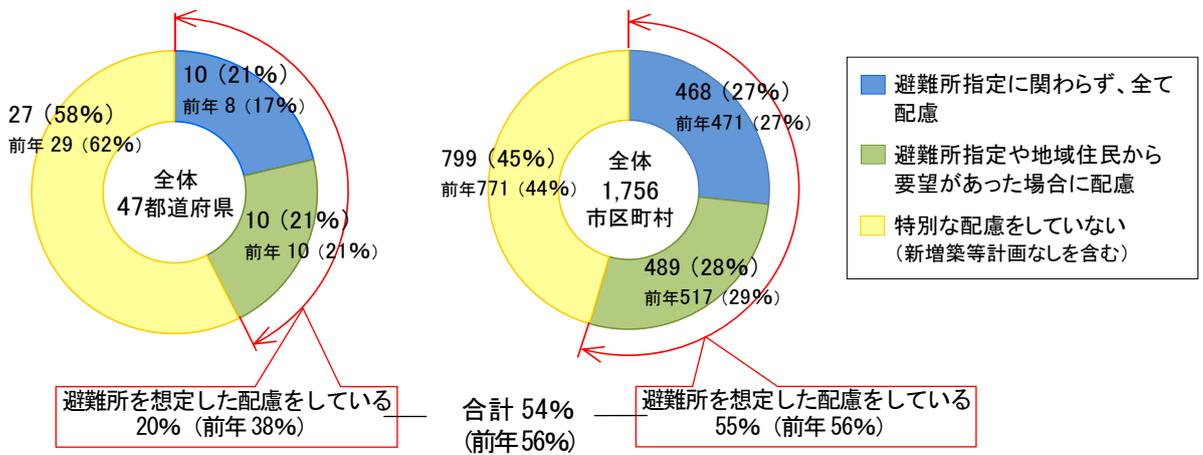


6. 学校施設の計画・設計における地域防災への配慮等

- ・学校施設を計画・設計する場合に、避難所を想定した特別な配慮の状況、その検討方法、防災施設・設備の点検及び維持管理の状況、防災機能を備えた学校施設の整備に活用した財政支援制度について調べた。
- ・地域防災への配慮では、都道府県 20%、市区町村 55%、合計 54%（前年 56%）が学校施設を計画・設計する際に地域防災への配慮を行っている。

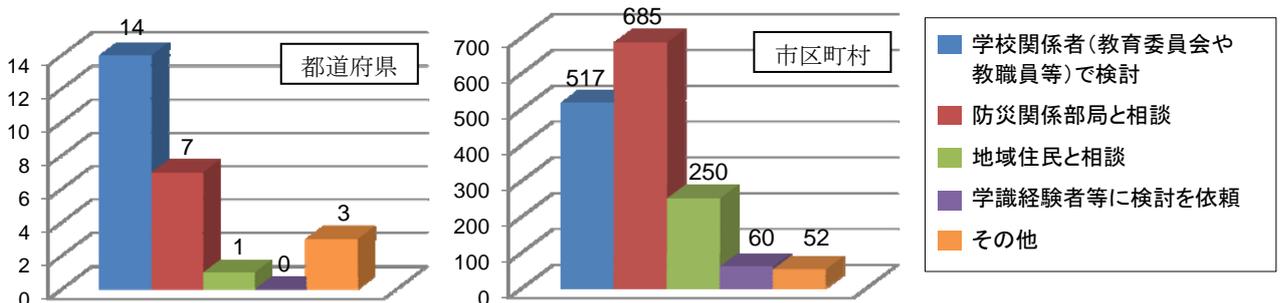
※なお、今回の調査から新增築や大規模改造の計画がない場合は、「特別な配慮をしていない」に含めることとした。

図5 学校施設の計画・設計における地域防災への配慮



- ・地域防災への配慮に関する検討方法では、都道府県は「学校関係者で検討」が最も多く、市区町村は「防災関係部局と相談」が最も多い。

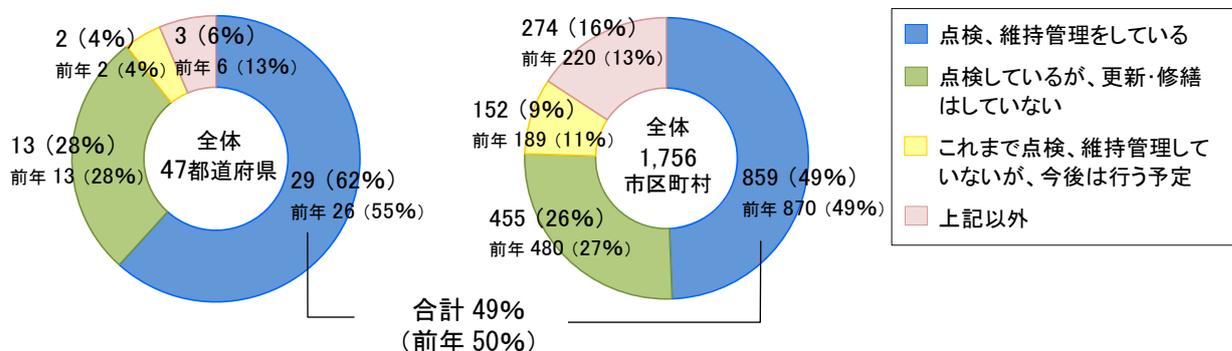
図6 地域防災への配慮に関する検討方法（複数回答）



- ・防災施設・設備の点検・維持管理の状況では、都道府県 62%、市区町村 49%、合計では 49%（前年 50%）が定期的に点検し、適切な維持管理を行っている。

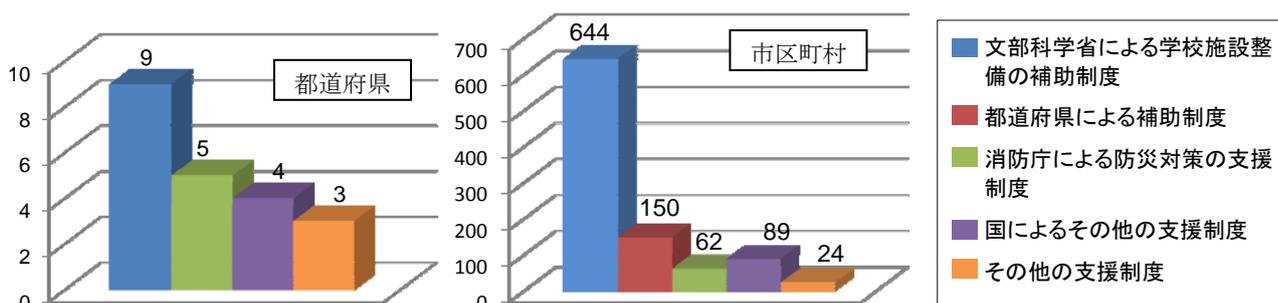
※なお、今回の調査から対象となる施設・設備がない場合は、「上記以外」に含めることとした。

図 7 防災施設・設備の点検、維持管理



- ・防災機能を備えた学校施設整備に活用した財政支援制度では、文部科学省の補助制度の他に、都道府県の補助制度、消防庁の制度、消防庁以外の国の機関（内閣府、総務省、国土交通省、環境省等）の制度が活用されている。

図 8 防災機能を備えた学校施設整備に活用した財政支援制度（複数回答）



《国によるその他の支援制度の例》

- ・復興庁：東日本大震災復興交付金
- ・内閣府：地域防災拠点施設整備事業、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金
- ・総務省：市町村合併推進体制整備費補助金、辺地対策事業債、防災対策事業債、緊急防災・減災事業債
- ・厚生労働省：ライフライン機能強化等事業
- ・経済産業省：電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金
- ・国土交通省：都市防災総合推進事業、都市再生整備計画事業、まちづくり交付金
- ・環境省：再生可能エネルギー等導入推進基金事業
- ・防衛省：防音事業関連維持費助成事業、教育施設等騒音防止対策事業、防衛施設周辺防音事業

7. 避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況

- ・各地方公共団体は、地域の防災計画に基づき当該地域の実情に応じて防災関係施設・設備等の整備に努めるものとされており、その状況を調査した結果は下記のとおり。
- ・今回は、新たにマンホールトイレの設置について調査項目に加えた。
- ・なお、防災関係施設・設備については、地域防災計画上、学校の近隣施設に整備されている場合もあり、実際の運用に当たっては近隣施設との連携により対応されることとなる。

表2 避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況

項目	小中学校			高等学校			中等教育学校			特別支援学校			計		
	避難所指定学校数(校)	設置数(校)	割合(%) ※4												
防災倉庫/備蓄倉庫(学校敷地内)	29,076	12,576	43.3	2,726	729	26.7	17	2	11.8	383	130	33.9	32,202	13,437	41.7 (38.4)
防災倉庫/備蓄倉庫(近隣を加算) ※1		15,697	54.0		846	31.0		4	23.5		145	37.9		16,692	51.8 (46.8)
屋外利用のトイレ		19,947	68.6		2,082	76.4		9	52.9		206	53.8		22,244	69.1 (67.5)
体育館のトイレ		23,810	81.9		1,844	67.6		13	76.5		260	67.9		25,927	80.5 (79.8)
体育館・校舎の多目的トイレ ※2		14,262	49.1		1,711	62.8		6	35.3		291	76.0		16,270	50.5 —
通信装置		14,137	48.6		791	29.0		3	17.6		128	33.4		15,059	46.8 (40.0)
自家発電設備等 ※3		9,675	33.3		1,043	38.3		4	23.5		296	77.3		11,018	34.2 (27.5)
貯水槽、プールの浄水装置、井戸		10,156	34.9		1,007	36.9		4	23.5		137	35.8		11,304	35.1 (33.5)
要介護者のスペース		12,881	44.3		1,314	48.2		7	41.2		192	50.1		14,394	44.7 (35.6)
女性のプライバシーに配慮したスペース		12,104	41.6		1,198	43.9		5	29.4		160	41.8		13,467	41.8 (34.0)
体育館・校舎のスロープ ※2		18,138	62.4		1,886	69.2		7	41.2		319	83.3		20,350	63.2 —

※1 今回の調査から学校敷地以外にある防災倉庫・備蓄倉庫の加算については、学校近隣に設置されていることを条件とした

※2 今回の調査から多目的トイレ及びスロープについては、体育館・校舎のいずれかに設置されていることを条件とした

※3 自家発電設備等の設置数には、災害時に使用可能な太陽光発電設備、蓄電池、協定等により他所有の発電機を学校が優先使用できる場合が含まれている

※4 計の割合に( )で表記した数値は、平成24年5月現在のもの

表3 屋外利用のトイレ、体育館のトイレで洋式トイレを設置している割合

項目	小中学校			高等学校			中等教育学校			特別支援学校			計		
	トイレ設置学校数(校)	洋式トイレ設置数(校)	割合(%) ※												
屋外利用のトイレ(洋式)	19,947	6,427	32.2	2,082	776	37.3	9	1	11.1	206	138	67.0	22,244	7,342	33.0 (30.6)
体育館のトイレ(洋式)	23,810	12,815	53.8	1,844	1,127	61.1	13	7	53.8	260	223	85.8	25,927	14,172	54.7 (51.0)

※ 計の割合に( )で表記した数値は、平成24年5月現在のもの

表4 通信装置のうち、相互通信可能なものを設置している割合

項目	小中学校			高等学校			中等教育学校			特別支援学校			計		
	通信装置設置学校数(校)	相互通信タイプの設置数(校)	割合(%) ※												
通信装置(相互通信)	14,137	11,558	81.8	791	629	79.5	3	3	100.0	128	118	92.2	15,059	12,308	81.7 (79.6)

※ 計の割合に( )で表記した数値は、平成24年5月現在のもの

表5 マンホールトイレが設置されている学校の割合

項目	小中学校			高等学校			中等教育学校			特別支援学校			計		
	避難所指定学校数(校)	設置数(校)	割合(%)												
マンホールトイレ	29,076	2,419	8.3	2,726	74	2.7	17	0	0.0	383	14	3.7	32,202	2,507	7.8